

2023年12月7日

立憲民主党

代表 泉 健太 様

憲法・平和・教育を守る

全国母と女性教職員の会



要 請 書

日ごろより国政において、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

「母と女性教職員の会」は、子どもたちの幸せを基盤とした平和で民主的な社会の実現をめざし、母親と女性教職員が手をむすび、全国各地の市町村、都道府県で運動を続け、今年度で70年を迎えました。「わが子、教え子を再び戦場に送るな」をスローガンに掲げ、平和・人権・子どもに関わる課題として、基地や原発の問題、女性差別撤廃、教育予算拡充、学校給食の実現など、これまでに多くの課題にとりくんできました。

「子どもたちを守りましょう」「お母さんの体を守りましょう」「憲法を変えさせないようにしましょう」を合言葉にとりくみを続けてきましたが、岸田政権の下、憲法「改正」論議がすすめられています。平和な社会、私たちの願いが損なわれるのではないかと危惧しています。私たちは、8月に全国集会を開催し、“子どもたちに平和な未来を”をテーマに、教育や平和などに関する様々な課題について話し合い、行動していくことを確認し合いました。

つきましては、この間の運動や全国集会での議論もふまえ、別紙のとおり要請事項をまとめましたので、その実現にむけて国政の場でご尽力いただくようお願い申し上げます。

記

1. 文部科学省関係事項について
2. 厚生労働省関係事項について
3. 内閣府関係事項について
4. 防衛省関係事項について
5. こども家庭庁関係事項について

文科省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先駆けであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな学びの実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 点数にとらわれず学ぶ意欲や子どもの主体的でゆたかな学びを重視する教育を保障するために、憲法・子どもの権利条約にもとづき、子どもを主体とした教育をすすめること。
2. 学校現場の働き方改革を推進し、幼稚園・中学・高校での35人以下学級の実現、教職員の業務の削減・長時間労働是正をすすめ、定数改善・持ち授業時間の縮減等、環境整備と教育条件整備に努めること。また、小学校高学年の教科担任制には、すべての学校に加配が措置されるよう人員配置を行うこと。
3. すべての子どもたちが、障害、性的指向・性自認、性、民族などによって差別的扱いをされることなく教育が受けられるよう、柔軟な教職員配置や人的配置の予算増など、インクルーシブな学校環境の整備に努めること。
4. インクルーシブ教育を推進するため、一人ひとりのニーズに対応する特別支援教育支援員の配置を拡大すること。
5. 「教育職員等による児童生徒暴力等の防止に関する法律」の附帯決議にもとづき、教職員による子どもへの性被害を防止するため、教職員に対して、性暴力が犯罪であることの認識と、その影響の大きさや防止にむけた方策等を周知する研修の充実をはかること。
6. 国連子どもの権利委員会勧告をふまえ、適切な人間関係を構築する観点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及をすすめること。また、望まない妊娠や性感染症に対する適切な予防行動、子ども自身が性被害を認識できるようにするため、幼少期からの「人権としての包括的性教育」を文科省の責任ですすめること。そのために、指導要領の歯止め規定を撤廃すること。
7. 「生理」についての正しい知識を普及し、男女ともに学ぶことで互いに理解し支え合える環境整備をすすめること。また、児童・生徒が生理にかかわる不調により欠席した場合、欠席扱いとしない措置（ガイドライン）を講じること。
8. 教育の無償化において、朝鮮人学校における高校無償化や幼保無償化制度からの適用除外等については、人種差別撤廃条約などの国際人権諸条約に違反する人権侵害である。「すべての子ども」を対象とする「こども基本法」の観点から制度の見直しをはかること。
9. 子どもや保護者の悩みに寄り添うため、すべての学校へのスクールカウンセラー、スクールソ

厚生労働省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな学びの実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 女性が継続して働くことや再度就労することが可能となるよう、男性の育児休業取得促進や短時間勤務制度の活用促進にむけ、さらなる策を講じること。また、労働者が産業医に相談しやすい体制づくりをすすめること。
2. 国連子どもの権利委員会勧告をふまえ、適切な人間関係を構築する観点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防行動も含む、幼少期からの人権としての包括的性教育を内閣府・文科省と連携し、すすめること。
3. ICT活用による児童生徒への健康被害について調査し、適切な利用についての基準を示すこと。
4. ヤングケアラーの実態を把握し、介護や支援が必要な人たちが使いやすい介護制度等、国の制度の改善をすすめるとともに、子どもが家族の介護責任を担う必要がない制度の構築をすすめ、対策を強化すること。その際、行政の家庭への過度な介入や家庭への責任の押し付けにならないよう、十分配慮すること。
5. 「生理」についての正しい知識を普及し、相談しやすい体制づくりをすすめること。
6. 福島第一原子力発電所事故の被ばくによる甲状腺検査を、国と県の責任で継続的にすすめること。
7. 米軍基地が由来とされる有機フッ素化合物 PFAS による健康被害についての実態を把握し、早急な対応を図るとともに、地域住民への安全な水の確保など、安心・安全な環境を整備すること。
8. 職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、改正された法や指針の内容に沿って、防止対策をすすめること。また、ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約批准にむけ法整備をはかること。

以上

内閣府関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先駆けであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、子どもたちのゆたかな学びの実現のため、下記のことを求めます。

記

1. 女性差別や他の脆弱な立場との複合差別を排除する観点から、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会の実現にむけ、性別役割分担意識の払しょく、両立支援策の充実、多様性の尊重、ジェンダーにとらわれない労働観・職業観を育てる施策を推進すること。
2. 経済格差が子どもの教育格差につながらないように、自治体での「子どもの貧困対策計画」の進捗状況を把握すること。また、避難中のDV被害者や別居中の母子家庭など、世帯主要件により支援が行き届かない対象者への適切な体制を構築すること。
3. 女性に対する暴力を排除するとともに、適切な人間関係を構築する観点から、デートDV防止教育等の充実をはかること。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及、及び、望まない妊娠や性感染症に対する適切な予防行動も含んだ、幼少期からの「人権としての包括的性教育」を文科省・子ども家庭庁と連携し、すすめること。
4. 地方公共団体での災害対策本部や避難所運営、それらの計画の策定にジェンダーの視点を取り入れるためにも、より多くの女性が参画できるようにすること。その際には、外国籍や障害がある方等の課題も盛り込むこと。
5. 福島第一原発事故被災者が、安心・安全に生活できるよう個々の事情に合わせた支援を行うこと。特に、心身に大きなダメージを抱えている子どもたちの心のケアをすすめ、「被災児童生徒就学支援事業」を継続すること。
6. 第5次男女共同参画基本計画に明記されなかった「選択的夫婦別姓制度」については、最高裁判決の「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら司法の判断を踏まえ、さらなる検討を進めること」にもとづき、若年層も含めた国民の幅広い意見をふまえ、早急に国会での議論をすすめ、民法の改正にむけてとりくむこと。

以上

防衛省関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先駆けであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、わが子、教え子をふたたび戦場に送らないため、下記のことを求めます。

記

1. 全国の米軍基地、自衛隊駐屯地・共用空港において、生活にかかわる騒音や環境汚染、重大事故の多発など、子ども・住民の生命を脅かす深刻な問題を抱えていることから、在日米軍基地の縮小・撤去をすすめ、外務省とともに日米地位協定を抜本的に見直すこと。また、安全性について指摘されているオスプレイ配備の問題については、地域住民の意見を聞き、配備を撤回すること。あわせて辺野古における新基地建設は中止すること。
2. 朝鮮半島からの度重なるミサイル発射、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、「国家安全保障戦略」などを口実に安保関連3文書の改訂、「敵基地攻撃能力」の整備がすすめられているが、憲法9条に従って、見直しをはかること。また、暮らしを脅かし、生活を圧迫する防衛費の大幅な増額を理由とした増税などの予算増や大軍拡を即時撤回すること。
3. 南西諸島をはじめとした離島・無人島への自衛隊基地の建設、ミサイル配備については、周辺住民の安全や自然環境に配慮し、工事を中断して馬毛島などの現地自治体との十分な協議を行うこと。
4. 自衛隊三法にもとづいて行われている、住民基本台帳を利用した入隊適齢者への自衛官募集の案内送付については、法律を改正すること。
5. 米軍基地が由来とされる有機フッ素化合物PFASによる健康被害についての実態を把握し、即時使用禁止・撤去を求めること。また、地域住民への安全な水の確保など、安心・安全な環境を整備するため、早急な対応を図ること。

以上

こども家庭庁関係事項

「わが子、教え子をふたたび戦場に送るな」のスローガンのもと、1954年、全国婦人教員研究協議会で「全国のお母さん、手をつないで立ち上がりましょう」というアピールが採択されました。以来、「母と女性教職員の会」は全国各地で連帯活動をすすめています。

この運動は、日本の母親運動の先がけであり、子どもや教育の問題を中心としながら、平和と民主主義、人間の生命を守るための中心的な役割を果たしてきました。戦後の混乱期には、弁当を持ってこられない子どもたちへの学校給食の実施、学用品のない子どもたちへの配布、長期欠席の子どもたちに対する生活保護法による保障など、その時代の母親や子どもたちの要求実現をはかりながら発展させてきました。各地では課題別の分科会や集会を開くとともに、これまでに、40人学級の早期実現や、教育費の保護者負担軽減、家庭科の男女共修、教育予算拡充、基地や原発の問題など自治体要請をはじめ多くのとりくみをしてきました。

憲法・平和・教育を守る母と女性教職員の会の運動の原点に立ち、わが子、教え子をふたたび戦場に送らないため、下記のことを求めます。

記

1. 「こども大綱」の策定にあたっては、「こどもの権利条約」にもとづいて「こどもの最善の利益」を保証する施策をすすめるため、こどもの意見を聴き、施策に反映することを最重要課題とすること。また、第三者機関である「こどもコミッショナー」を設置するよう法改正すること。
2. こども家庭庁による施策推進にあたっては、国や自治体が家庭に過度に介入・指導し、家庭に責任を押し付けるような状況にならないよう、体制を整備すること。
3. 「こどもの権利条約」の理念が子ども政策に生かされるよう、こどもの実態を丁寧に把握し、こどもに寄り添った支援を行うこと。
4. 幼児期のこどものいのちと権利を守るため、幼稚園教諭・保育士の増員、待遇改善をはかること。
5. 国連子どもの権利委員会勧告をふまえ、適切な人間関係を構築する観点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの知識の普及をすすめること。また、望まない妊娠や性感染症に対する適切な予防行動や子ども自身が性被害を認識できるようにするため、幼少期からの「人権としての包括的性教育」を文科省・内閣府と連携してすすめること。
6. 特別養子縁組に関して、社会の理解が深まるよう、啓発に努めること。また、本人に十分な情報開示ができるよう、法整備をすすめること。

以上